

2月7日は「北方領土の日」

加 藤 良 一

2017年1月31日(2024年8月22日改訂)

「北方領土の日」は、北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、全国的な北方領土返還運動の一層の推進を図るために制定された記念日です。「北方領土の日」は安政元年(1855)、江戸幕府と当時の帝政ロシアとの間で最初に国境の取り決めが行われた日露和親条約が結ばれた2月7日と決められました。

◆日本が北方領土返還を求める理由

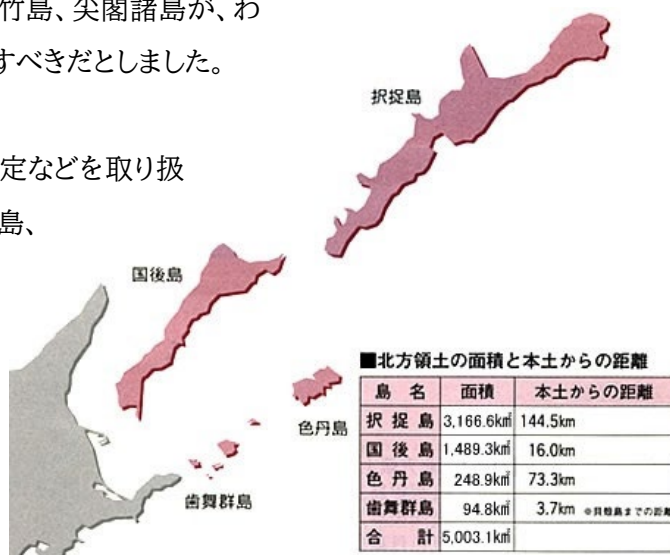
サンフランシスコ平和条約の第2条では、単に「千島列島」となっていて、その定義ははっきりとされていません。しかし、日本は、この条約で放棄した千島列島(クリスアイランズ)とは、「日露通好条約」および「樺太・千島交換条約」で定義されるように、ウルップ島以北の島々を示していると考えています。ましてや択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島は歴史的にみても、一度も他の国の領土になったことがないのです。さらに日本人以外の人々が定住したことのない地域であることから、北方四島は、千島列島とは明確に区別して、「北方四島」と呼び、わが国固有の領土であると主張し、その返還を求めているのです。

◆北方領土など、わが国固有の領土と教科書に明記

ロシアや韓国との間で懸案になっている北方領土や竹島、尖閣諸島について、文部科学省は、小中学校の学習指導要領改訂案で、これらがわが国固有の領土であると、本文に明記する方針を示しました。

社会科の学習指導要領改訂案では、北方領土や竹島、尖閣諸島が、わが国固有の領土としての位置づけを、明確に指導すべきだとししました。

中学校の社会科の歴史的分野では、「領土の画定などを取り扱うようにし、その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること」としており、公民的分野では、「北方領土や竹島に関し、残されている問題の、平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる、解決すべき領有権の問題は、存在していないことなどを取り上げること」としています。



これまでは、領土問題について、北方領土のみの記述や、「解説」での記載にとどまっていたましたが、さらに踏み込んだ内容となります。指導要領は2017年3月に改訂され、小学校では2020年から、中学校では2021年から、それぞれ全面実施予定とのことです。

◆叫びの像

ここで、北方領土について考えてみます。問題は第二次大戦の戦後処理から始まっています。まさに古くて新しい問題です。

昭和57年(1982)、国庫補助により国後島を望むことができる北海道べつかいちょう別海町の海岸に、北方展望塔が建設されました。その敷地内に、「叫びの像」が建立されており、「島を返せ」と叫び続ける老女とその孫らの姿が表現されていますこの像は、山形の実業家故鈴木傳六さんが北方領土返還要求運動のために寄贈したものです。

この像がある野付半島から国後島までの距離は16km、それにちなみ、「四島」に見立てた四本の柱と、叫びの像との距離は16mとされています。

四島への道 叫び



北方四島返還「叫び」の像

国民の脳裏から戦争の悲惨なイメージが消え去ろうとしております。しかし未解決の北方領土の祖国復帰をみるまでは、真の平和が訪れたとはいえません。北方領土は、われわれの父祖が風雪に耐え汗で拓いた島々で、齒舞、色丹、国後、択捉の四島は、歴史的にも、国際法上からもわが国固有の領土です。しかるに昭和20年9月3日、戦争が終結したにもかかわらず、ソ連は、この四島に父祖とともに育った同胞を締め出し、現在に至るまで占拠を続けております。

日ソ両国の恒久的平和と真の友好親善関係確立のためにも、このようなことが許されるものではありません。北方領土の返還実現は国民の総意であり、政府は2月7日を北方領土の日として制定しました。われわれ日本人は島々が祖国に還る日まで領土返還運動を続けていきます。この返還運動の強い意志を象徴するため、「島を返せ」の切実な叫びを老女と孫に託し北方領土返還「四島への道 叫び」の像を建立しました。

昭和57年8月7日 建立

寄贈
建立

山形県
別海町町長
北海道知事
山形県知事

鈴木 傳六
上杉 貞
堂垣内尚弘
板垣清一郎

◆北方領土問題の歴史

- 1855年：日露和親条約により日本固有の領土と確定しました。
- 1945年：太平洋戦争終結後、日本は連合国の降伏文書に調印し、南樺太・千島はソ連の占領地区となりました。
- 1952年：サンフランシスコ講和条約発効により、日本は独立を回復しましたが、同条約にしたがって、南樺太・千島列島の領有権を放棄しました。この年、アメリカ合衆国上院は、「南樺太及びこれに近接する島々、千島列島、色丹島、歯舞群島及びその他の領土、権利、権益をソビエト連邦の利益のためにサンフランシスコ講和条約を曲解し、これらの権利、権限及び権益をソビエト連邦に引き渡すことをこの条約は含んでいない」とする決議を行いました。
- 1956年：日ソ共同宣言によって、国交が回復しました。このとき、日ソ間では歯舞群島・色丹島の「譲渡」で合意しようとする機運が生まれましたが、日本側が択捉島・国後島を含む返還を主張したため交渉は頓挫してしまいました。

◆そして今

- 現在、北方領土に関係している日本人やロシア人居住者に対して、ビザなし渡航が一部認められています。
- 千島列島の呼称について、日本政府は、サンフランシスコ平和条約にいう千島列島のなかにも国後、択捉の両島は含まれないとしています。
- 日本政府は「日本はロシアより早くから北方領土の統治を行っており、ロシアが得撫島^{うるつぶとう}より南を支配したことは、太平洋戦争以前は一度もない」としています。

◆今後どうするのか

現在、ロシアのプーチン大統領は領土問題より経済協力に主眼を置いており、日本とロシアの立場には大きな隔たりがあることがはっきりしてきました。

そんな中で、日露平和条約締結の一步として北方四島における「共同経済活動」の実現に向けた交渉を進めることで両首脳が合意したことはそれなりに意義のあることです。二つの国の主張がぶつかり合った場合、共存する方法として、過去の経緯にとらわれず、それまで平行線をたどっていたことはいったん「棚上げ」にするという現実的対処です。

旧島民の自由な往来の確保や、自由なビジネス活動ができるようにするなど、領土の前に「人」を中心とした仕組み作りを目指すという次善の策を選ぶというものです。

ここで日本やロシアから海外に目を向けてみますと、2017年1月アメリカ大統領に就任したトランプ氏は、メキシコとの国境に壁を作り、その費用はメキシコに支払わせると強弁していますが、メキシコのペニャニエト大統領はそれを拒否し、両国の関係は危機的な状況に陥ったと見られていました。

ところが、1月27日に行われた電話による首脳会談で急転直下今後も対話を続けることに合意したと報じられたのです。火種となっている国境の壁は事実上いったん「棚上げ」にし、その他の共通課題である武

器・麻薬問題などの交渉に着手し、活路を見出そうという現実的な対応をしようとしているのです。二国間の主権に触れずに特別な国際法を作り出そうという試みは、紛争の渦中にある個々の当事者には耐えがたいことかも知れませんが、長年頓挫していた交渉を何らかの形で進展させるためには意味があると思います。

◆◆大前研一氏の提言◆◆

お互いに正論をぶつけ合って正面突破を図るだけでは問題は解決しません。そこで、「地政学的アプローチ」と「歴史的アプローチ」がカギとなると指摘する、大前研一氏の以下のような提言に耳を傾けるのもよいのではないのでしょうか。

安倍晋三首相はロシアのプーチン大統領と北方領土問題について対話を進めているが「四島一括返還」にこだわる限り、解決は不可能だ。しかし、地政学と歴史的経緯を考えれば解決できる。もともと北方領土問題は、第2次世界大戦後のアメリカとソ連のヘゲモニー争いから生まれた。

日本の頭越しに行われたトルーマンとスターリンの駆け引きの中で、北海道の分割を主張したスターリンに対し、それを避けたかったトルーマンが、妥協案として歯舞、色丹、択捉、国後の北方四島を勝手にソ連に与えたのである。

日本政府は、北方四島は敗戦が決定的となった日本にソ連が日ソ中立条約を一方的に破棄して侵攻・占領したものであり、本来は日本の領土だから返せと主張している。だが、現実には戦後70年間にわたってソ連、ロシアが北方四島を実効支配している。世界中どこを見ても、領土に関する争いは、実効支配しているほうが強い。したがって、いくら日本が「北方領土は日本固有の領土」「ロシアは不法占拠」「四島一括返還」と叫んでも、それで返還されるほど甘くないのだ。

安倍首相が北方領土問題を解決したいなら、極東だけでなく、ロシア全体を地政学的・歴史的に見なければならない。そうすると、ロシアには失った領土に関していくつかトラウマがあることがわかる。その一つがバルト三国である。エストニア、ラトビア、リトアニアはいずれもソ連から独立してEUに加盟したが、まだ3か国には大勢のロシア人が残っており、この人たちはパスポートが取得できなかったり、よい職に就けなかったりして民族的に虐げられている。こうしたロシアが西側の縁で抱えているトラウマを理解すれば、北方領土問題解決の糸口が見えてくる。

プーチン大統領は、日本に北方領土を返したら、そこに住んでいるロシア人がバルト3国のように虐げられるのではないかと恐れている。それなら日本は、同様の悲哀を起こさない方法を提案すればよいのである。

たとえば、すでに北方領土に住み着いているロシア人に対して3つの選択肢を与えるのだ。それは、

- (1)ロシアに帰りたい人には移住費用を日本が負担する
- (2)ロシア国籍のまま住み続けたい人にはそれを認める
- (3)日本国籍に変更したい人にはそれを認める

というものである。

そういう提案をすれば、プーチン大統領は北方領土返還に前向きになるのではないか。



北方領土返還叫びの像除幕式にて（昭和57年8月7日）